

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置
に
関し承認を求め
るの件要綱

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務
員
の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置すること。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置
に
関し承認を求め
るの件

公務員庁設置法第七条の規定により、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置する必要がある
ので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

名称	位置	管轄区域
北海道管区国家公務員局	札幌市	北海道
東北管区国家公務員局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区国家公務員局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
中部管区国家公務員局	名古屋市	新潟県 山梨県 長野県
近畿管区国家公務員局	大阪市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
中国管区国家公務員局	広島市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
四国管区国家公務員局	高松市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
九州管区国家公務員局	福岡市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
沖縄国家公務員事務所	那覇市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

理由

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置
に
関し承認を求めるの件参照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第七十六号）（抄）

第一百五十六条（略）

②・③（略）

④ 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを
設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければ
ならない。

⑤（略）

○ 公務員庁設置法案（抄）

第七条 公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置く。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、公務員庁に、地方支分部局として、沖縄国家公務員事務所を置く。

3 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、公務員庁の所掌事務のうち、第四条第二項第一号から第六号までに掲げる事務を分掌する。

4 内閣総理大臣は、前項に定める事務のほか、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所に、公務員庁の所掌事務のうち、第四条第二項第七号から第十二号までに掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。

5 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、前二項に定める事務のほか、国家公務員法第三百三十一条第一号に掲げる事務のうち職員の苦情の相談に関するものを分掌し、当該事務については、人事公正委員会のみの指揮監督を受けるものとする。

6 管区国家公務員局の名称、位置及び管轄区域並びに沖縄国家公務員事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

7 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の内部組織は、内閣府令で定める。